

令和9年度 世田谷いちい学童クラブ募集要項

1. 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。学童クラブでは、遊びや活動などを通じて主体性、社会性などを培い、子ども達一人ひとりが放課後に自立した生活を送ることを目指し、家庭と協力して支援を行います。

2. 基本方針

法人理念「自然から学ぶ」のもと、「子どもの視点(最善の利益の視点)」に立ち、遊びを通して学んでいくという体験を通して、「依存から自立・自律」に向けて、その成長を促していけるよう、子ども主体の育成支援に取り組んでいきます。

<子ども主体の育成支援>

生活の主役は子ども達であり、子ども達が望ましい成長発達を遂げていくために援助や必要な指導を行うことが支援員の役割と考えています。

そして、子ども中心の『子どもに視点をおいた支援』を大切にするという考えのもとで、

「子どものありのままを受け入れる」(個性の尊重)

「育ちを待つ」(子どもの本来持っている自らの伸びようとする力を信じる)

「子どもと支援者が共に歩み・共感しあう生活をつくる」(子ども主体の生活)

という考えを基本姿勢とし、子ども達の自己肯定感を育むことを大切にします。

<遊びを通して行う実践>

子どもにとっての遊びとは、興味・関心・意欲を触発され、自らを行動に駆り立てるものであり、その中で子ども達は瞬時に考え、決断、実行のサイクルを繰り返しながら、様々な体験や人とのかかわりなどを重ねていくことになります。こうした体験が子ども達には大切な学習の場となり、社会性や主体性、柔軟性など、人が人間として生きていくために必要な生きる力が育まれると考えています。

3. 対象児童

世田谷区立松丘小学校在籍または世田谷区在住の小学校1年生

4. 定員

12名(優先受け入れ校である松丘小学校が定員の8割以上になります)

5、利用要件

世田谷区新 BOP 学童クラブの入会要件(入会基準)に準じ、保護者がそれぞれ以下の要件を満たすことが利用要件となります。保護者が就労・疾病等により放課後家庭で適切な保育・育成に当たることができない家庭の児童が対象です。

- (1)就労が日曜日を除き、勤務の終了時間が午後 3 時以降(午後 3 時に終わる就労は該当します)の
日が週 3 日以上あり、かつ 1 週間の就労時間が日中 20 時間以上であること。

※就労時間には休憩時間は含みますが、通勤時間等移動時間は含みません。

※産休中は対象になりますが、休職中、育児休業中は対象になりません。

- (2)就学、看護等により、保護者が自宅にいない場合(不在となる時間は、1に準じる)

- (3)入院、疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。

※居宅内療養の疾病は、常時病臥か、精神性または感染症の疾病が対象となります。

- (4)その他、明らかに保護・育成に欠けると認められる場合。

6、開設日

月曜日から土曜日までの毎日

※日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)はお休みとなります。

7、開設時間

月曜日～金曜日	放課後～19:00
土曜日、学校休業日	8:00～19:00

※18:16～19:00は延長時間となります。

※学校休業日とは、夏休み等の長期休業や行事代替え日とのことです。

8、利用料金について

- (1)月額利用料 5,000 円(おやつ代を含む)

※月ごとに利用料がかかりますので、利用の必要がなくなる場合は必ず事前に退会手続きをしてください。

- (2)延長利用料

月ぎめ利用 1,000 円(月 12 日以上時間延長が必要なご家庭の児童が対象)

スポット利用 200 円(月額上限 1000 円)

※延長利用時は、保護者または大人の代理人の方のお迎えが必要です。

※生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯(給食費のみ免除の場合を除く)又は就学助成費の認定基準に該当する世帯は、世田谷区の利用料助成の対象となります。詳細については別途ご案内いたします。

(3)昼食について

土曜、学校休業日の昼食に付きましては、1食400円にて給食を提供します。おやつ、給食ともに園児と同じメニューを提供いたします。

(4)納付方法

キャッシュレス決済サービス enpay(エンペイ) ※詳細は別途お知らせいたします。

9、利用申請の流れ

利用申請書配付	令和 8 年 8 月 31 日(月)～	○配布場所○ 世田谷いちい保育園北ウイング 住所:世田谷区弦巻 5 丁目 10-22 電話:03-6432-6111
申請受付期間	令和 8 年 9 月 14 日(月) ～10 月 13 日(火) ※土、日、祝日を除く	○直接施設へ持参提出してください○ ※書類に不備があると受け付けできません。 ※郵送での申請は受け付けませんので、ご了承ください。
書類確認・審査	提出 ～10 月 20 日頃 ※利用要件に該当するかを確認し、希望者多数の場合は、選考基準をもとに審査を行い、利用者を決定します。	
利用決定通知	令和 8 年 10 月 30 日頃	審査結果をご登録住所に郵送します。
入会説明会	令和 9 年 3 月上旬予定	施設内で行います。

※新 BOP 学童クラブ、他の世田谷区民設民営放課後児童クラブと併用はできません。

世田谷区民設民営放課後児童クラブとは

…世田谷区で規定する施設・人員等の基準に沿って、区の補助金を受け民間事業者が運営する学童クラブのこと。

※定員に満たない場合は、再度 12 月 1 日以降申請を受け付けます。

10、申請に必要な書類

(1) 学童クラブ入会申請書

児童一人につき 1 部

(2) 就労等の状況を証明する書類(保護者それぞれの書類をすべてそろえてご提出ください。)

入会要件	必要書類
就労	就労(予定)証明書 ※勤務先で証明(自営の方はご自分で証明)
就労(フリーランス等)の方	①申立書 ②スケジュール表(3 か月分。申請月の前月から翌月まで)
就学または技能訓練中の方	①申立書 ②学生証または在学(入学予定)証明書(コピー可) ③時間割(コピー可。4 月以降新年度のものも追加提出が必要)

看護(在宅看護は不可)	①申立書 ②看護対象者の診断書等(コピー可)
入院・疾病・障害	①申立書 ②診断書等(概ね3か月以内のもの。コピー可) ③入院計画書

※所定の様式以外の就労証明書、申立書は使用できません。(保育園の様式も使用できません。)

※入会要件の確認のため、勤務シフト表等の追加書類の提出を依頼することがあります。

※書類は全てペンまたはボールペンで記入、またはパソコンで入力してください。消えるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、修正ペンは使わずに二重線を引いて訂正してください。

11、選考基準

利用要件(1 ページ)に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

希望者多数の場合は、次の条件を踏まえて決定いたします。定員数以降は利用待機の順位とし、欠員が出た場合は待機順で繰り上げます。

優先順	要件
1	優先受け入れ校(松丘小)の児童
2	保護者の労働等が自宅外の児童
3	ひとり親世帯又は保護者のどちらかが単身赴任である世帯
4	同居または同一敷地内の建物(隣接敷地内及び集合住宅含む)に居住の祖父母または保護する人がいない児童
5	園から自宅までの直線距離が近い児童
6	保護者の一週間(日曜日を除く)の就労日数及び総就労時間が多い児童

12、その他

- ・ 個別的な配慮が必要なお子様につきましては、児童の安全確保及び対応が可能か検討し、入会を受けつけます。入会時には、学童クラブでの育成支援に際し、配慮等の必要な情報を提出いただきます。また、保護者の方の同意を得たうえで、保育園や幼稚園、療育機関などから児童の療育の様子や育成上の留意点について聞き取りを行う場合があります。
- ・ 松丘小学校以外の小学校からクラブまでの引率については、職員体制によりお断りする可能性があります。

世田谷いちい学童クラブについて

1、一日の過ごし方

子どもが遊びや過ごし方を自由に選択できるよう、読書や宿題、机上遊びができるスペースや、何もなくてもゆったりくつろげるスペース、縄跳びや跳び箱、ボール遊びなどの体を動かして遊べる遊戯室に、開放感を味わいながら過ごせる園庭など、敷地内の様々な場所を遊び場として提供し、一人ひとりが過ごしたいように過ごせる環境を大切にしていきます。

また、一人でじっくり過ごせる時間や空間、野外活動を通して仲間と一緒に取り組める体験など、様々な遊びや活動の機会を作っていきます。

時間	平日(授業がある日)	学校休業日(授業がない日)
8:00～		受け入れ、順次利用開始 室内自由遊び 宿題・読書 等
9:30～		自由遊び(室内・園庭) 野外活動
12:00～ (放課後)	送迎、順次利用開始 (学校での日課により前後) 自由遊び	各自のタイミングで昼食(給食)
13:00～		自由遊び(室内・園庭) 宿題・読書 等
15:00～	各自のタイミングでおやつ	
16:00～	自由遊び(室内・園庭など)、宿題・読書 等	
18:00～	片付け、順次帰宅	
18:16～	延長利用	
19:00	学童クラブ終了	

2、年間行事

一年を通して様々な行事を行っていきますが、毎日の生活に変化や潤いをもたらす機会にするとともに、取り組みの過程が子どもの成長につながるよう、子どもと一緒に企画しながら主体的に参加できるよう取り組んでいきます。また、季節ごとの行事を大切にし、日本古来の伝統を楽しむ機会としても積極的に行います。

主な年間行事

4 月	1 年生お祝い会	10 月	ハロウィン
5 月	こどもの日のお祝い会 ＜個別懇談会＞	11 月	
6 月	＜親子レクレーション＞ ＜保護者懇談会＞	12 月	クリスマスデイ
7 月	七夕の集い	1 月	新年お楽しみ会
8 月	園外活動 夏祭り	2 月	節分の集い ＜個別懇談会＞
9 月		3 月	ひなまつりの集い 思い出遠足 ＜修了式＞

※子どもの誕生日当日(休日の場合はその前後)には誕生日会を実施します。

※月一回クッキングの日を設け、食に関わる体験の機会とします。

※保育園と合同で年に 2 回以上避難訓練を行います。

※行事の時期は変更となる場合があります。

3、食事について

- ・ 学童クラブ利用時間内におやつを提供します。保育園の園児と同じおやつ(平日は手作りおやつ)となります。
- ・ 学校休業日や土曜日など、学校給食がない日の昼食は、お弁当の持参か、給食(別途実費負担)を選ぶことができます。
- ・ 延長利用時は補食を提供いたします。
- ・ 食物アレルギーがある場合は、入会の際「食物アレルギー除去食確認表」を記入していただくとともに、医師による意見書や診断書を提出していただきます。その後はご家庭と連携して、医師の指示に従った対応を行い、子どもの安全に配慮した給食、おやつの提供を行います。可能な限り、除去食や代替食で対応していきます。

4、児童の送迎について

- ・ 小学校から学童クラブまでの移動は、下校予定時刻に合わせ、小学校と取り決めた指定場所まで迎えに行き、職員 2 名が徒歩で引率します。
- ・ 学童クラブへのお迎えについては、帰りの時間帯やお子さんの状況等によって、お迎えをお願いするか、1人で帰宅するかをご相談いたします。なお、入会后、お子様が学童クラブに慣れるまでは、保護者にお迎え(土曜、学校休業日は送りも)をお願いします。
- ・ 18 時を過ぎる場合は、保護者が学童クラブまでお迎えをお願いいたします。

5、その他

- ・ 児童の出欠、連絡事項などは、連絡帳アプリ【ルクミー】を使います。
- ・ 主な持ち物は、上靴、着替え、帽子、水筒等です。
- ・ その他の詳細につきましては、入会説明会でご説明させていただきます。

6、お問い合わせ先

質問などは、下記連絡先までお問い合わせください。

施設： 世田谷いちい学童クラブ(世田谷いちい保育園北ウイング内)

住所：世田谷区弦巻 5 丁目 10-22 電話：03-6432-6111